

平成13年4月1日から...

販売事業者の皆さん、 電気用品の表示が 変わりました。

電 気 用 品 取 締 法 か ら 電 気 用 品 安 全 法 へ



特定電気用品に表示されるマーク
(コード・コンセント・ブレーカーなど)

JET

+ 検査機関名



特定電気用品以外の電気用品に
表示されるマーク
(冷蔵庫・洗濯機・テレビ・電子レンジなど)

電気製品の安全を担ってきた電気用品取締法が、
平成13年4月1日から電気用品安全法に変わりました。



法律の名称が変わりました。

「電気用品取締法」が、「電気用品安全法」に変わり、平成13年4月1日から施行されました。販売事業者は、取り扱う電気用品が、電気用品安全法の適用を受けるもの^{*1}である場合は、今までと同様、法律で定められたマーク(PS、PE)等の表示(以下、適正表示という)を確認することが義務づけられています。

また、併せて特定電気用品については、基準への適合性を確認した検査機関名^{*2}(JET等)の表示についても確認が必要となります。

*1 「電気用品安全法」の適用を受ける電気用品については、電気用品の品目表をご参照下さい。

*2 略称又は登録商標でも可。

電気用品安全法 第二十七条（「販売の制限」より抜粋）

電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行うものは、第十条第一項（表示）の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。



販売店にも回収命令が課せられます。

適正表示のない電気用品を販売すると、新たに販売事業者にも回収命令が出されることがあります。



罰則が強化されました。

適正表示のない電気用品を販売した場合や回収命令に違反した場合

- ・ 1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又はその併科
- ・ 法人にあつては1億円以下の罰金

が課せられる場合があります。





第三者認証機関マークの確認も必要です。

このように、販売事業者の皆さんには、適正表示を確認して、安全な電気製品を販売する義務があり、事前規制が緩和された分、万が一危険な製品を販売した場合の罰則等の事後規制については今回の法改正により強化されています。乙種電気用品については、これまでも、第三者認証機関(財団法人電気安全環境研究所等)が安全基準への適合性をチェックし第三者認証マーク(JETマークなど)の表示が付されている電気用品が多くありました。これらの製品については、客観的に安全性が確認されたものであり、新制度移行後も引き続き付されることとなりますので、それらのマークも併せて確認する必要があります。



表示方法が変更されました。

電気用品取締法の表示「▽」マーク等は廃止され、新たに電気用品安全法の表示として「、」マークが定められました。

この表示は、製造事業者・輸入事業者が、技術基準の適合義務等を履行した場合に付すことができます。

表示方法の変更例 1

直流電源装置

甲種電気用品

 91-12345	
定格電圧	100V
定格入力容量	13VA
定格周波数	50-60Hz
定格出力電圧	DC12V
ABC製作所	

特定電気用品

 JET	
定格電圧	100V
定格入力容量	13VA
定格周波数	50-60Hz
定格出力電圧	DC12V
ABC製作所	

表示方法の変更例 2

電気冷蔵庫

乙種電気用品

定格電圧	100V
定格消費電力	160/170W
定格周波数	50/60Hz
定格出力電圧	DC12V
ABC電機	

特定電気用品以外の電気用品

	
定格電圧	100V
定格消費電力	160/170W
定格周波数	50/60Hz
定格出力電圧	DC12V
ABC電機	



消費生活用製品の
マーク
(特別特定製品)

特定ガス用品の
マーク

特定液化石油
ガス器具等の
マーク

今回、電気用品安全法の改正と併せ、ガス用品、液化石油ガス器具類及び消費生活用製品についても、安全規制が変わりました。この際、これらの製品はいずれも一般消費者の利用に供されるものであることから、その規制上の表示が統一され、分かりやすいものとなっています。



旧表示の電気用品も引き続き販売できます。

旧電気用品取締法の表示(▽等)製品についても引き続き販売することができます。

※：平成19年11月21日に電気用品安全法の改正法が公布され、同年12月21日から旧電気用品取締法の表示が付された電気用品も、PSEマークと同等な表示が付された電気用品とみなすことになりました。

特定電気用品(115品目)

電気用品名

電線

【ゴム絶縁電線類】

- ・ゴム絶縁電線
- ・ケーブル（導体の公称断面積が22mm²以下）
- ・単心ゴムコード
- ・より合わせゴムコード
- ・袋打ちゴムコード
- ・丸打ちゴムコード
- ・その他のゴムコード
- ・キャブタイヤコード
- ・ゴムキャブタイヤケーブル
- ・ビニルキャブタイヤケーブル

【合成樹脂系絶縁電線】

- ・合成樹脂絶縁電線
- ・ケーブル（導体の公称断面積が22mm²以下）
- ・単心ビニルコード
- ・単心ポリエチレンコード
- ・単心ポリオレフィンコード
- ・より合わせビニルコード
- ・袋打ちビニルコード
- ・丸打ちビニルコード
- ・その他のビニルコード
- ・その他のポリエチレンコード
- ・その他のポリオレフィンコード
- ・キャブタイヤコード
- ・金糸コード
- ・ビニルキャブタイヤケーブル
- ・耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル

ヒューズ

- ・温度ヒューズ
- ・つめ付ヒューズ
- ・管形ヒューズ
- ・その他の包装ヒューズ

配線器具

- ・タンブラースイッチ
- ・中間スイッチ
- ・タイムスイッチ
- ・ロータリースイッチ
- ・押しボタンスイッチ
- ・プルスイッチ
- ・ペンダントスイッチ
- ・街灯スイッチ
- ・光電式自動点滅器
- ・その他の点滅器
- ・箱閉閉器
- ・フロートスイッチ
- ・圧カスイッチ
- ・ミシン用コントローラー
- ・配線用遮断器
- ・漏電遮断器
- ・カットアウト
- ・差込みプラグ
- ・コンセント
- ・マルチタップ
- ・コードコネクタボディ
- ・アイロンプラグ
- ・器具用差込みプラグ
- ・アダプター
- ・コードリール
- ・その他の差込み接続器
- ・ランプレセプタクル
- ・セパブルプラグボディ
- ・その他のねじ込み接続器
- ・蛍光灯用ソケット

電気用品名

- ・蛍光灯用スターターソケット
- ・分岐ソケット
- ・キーレスソケット
- ・防水ソケット
- ・キーソケット
- ・プルソケット
- ・ボタンソケット
- ・その他のソケット
- ・ねじ込みローゼット
- ・引掛けローゼット
- ・その他のローゼット
- ・ジョイントボックス

電流制限器

- ・アンペア制用電流制限器
- ・定額制用電流制限器

変圧器・安定器

- ・おもちゃ用変圧器
- ・その他の家庭機器用変圧器
- ・電子応用機械器具用変圧器
- ・蛍光灯用安定器
- ・水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
- ・オゾン発生器用安定器

電熱器具

- ・電気便座
- ・電気温蔵庫
- ・水道凍結防止器
- ・ガラス曇り防止器
- ・その他の凍結又は凝結防止用電熱器具
- ・電気温水器
- ・電熱式吸入器
- ・家庭用温熱治療器
- ・電気スチームバス
- ・スチームバス用電熱器
- ・電気サウナバス
- ・サウナバス用電熱器
- ・観賞魚用ヒーター
- ・観賞植物用ヒーター
- ・電熱式おもちゃ

電動力応用機械器具

- ・電気ポンプ
- ・電気井戸ポンプ
- ・冷蔵用のショーケース
- ・冷凍用のショーケース
- ・アイスクリームフリーザー
- ・ディスポーザー
- ・電気マッサージ器
- ・自動洗浄乾燥式便器
- ・自動販売機
- ・浴槽用電気気泡発生器
- ・観賞魚用電気気泡発生器
- ・その他の電気気泡発生器
- ・電動式おもちゃ
- ・電気乗物
- ・その他の電動力応用遊戯器具

電子応用機械器具

- ・高周波脱毛器

その他の交流用電気機械器具

- ・磁気治療器
- ・電撃殺虫器
- ・電気浴器用電源装置
- ・直流電源装置

携帯発電機

- ・携帯発電機

特定電気用品以外の電気用品(338品目)

電 気 用 品 名

電 線

【ゴム絶縁電線類】

・ケーブル（導体の公称断面積が22mm²を超えるもの）

・電気温床線

【合成樹脂系絶縁電線】

・蛍光灯電線

・ネオン電線

・ケーブル（導体の公称断面積が22mm²を超えるもの）

・電気温床線

電 線 管

【金属製電線管類】

・金属製の電線管

・一種金属製可撓電線管

・二種金属製可撓電線管

・その他の金属製可撓電線管

・金属製のフロアダクト

・一種金属製線樋

・二種金属製線樋

・金属製のカップリング

・金属製のノーマルバンド

・金属製のエルボー

・金属製のティ

・金属製のクロス

・金属製のキャップ

・金属製のコネクター

・金属製のボックス

・金属製のブッシング

・その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品

・ケーブル配線用スイッチボックス

【合成樹脂製等電線管類】

・合成樹脂製電線管

・合成樹脂製可撓管

・CD管

・合成樹脂製等のカップリング

・合成樹脂製等のエルボー

・合成樹脂製等のコネクター

・合成樹脂製等のボックス

・合成樹脂製等のノーマルバンド

・合成樹脂製等のブッシング

・合成樹脂製等のキャップ

・その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品

・ケーブル配線用スイッチボックス

ヒ ュ ー ズ

・筒形ヒューズ

・栓形ヒューズ

配 線 器 具

・リモートコントロールリレー

・カットアウトスイッチ

・カバー付ナイフスイッチ

・分電盤ユニットスイッチ

・電磁開閉器

・ライティングダクト

・ライティングダクト用のカップリング

・ライティングダクト用のエルボー

・ライティングダクト用のティ

・ライティングダクト用のクロス

・ライティングダクト用のフィードインボックス

・ライティングダクト用のエンドキャップ

・ライティングダクト用のプラグ

・ライティングダクト用のアダプター

・その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器

電 気 用 品 名

変 圧 器 ・ 安 定 器

・ベル用変圧器

・表示器用変圧器

・リモートコントロールリレー用変圧器

・ネオン変圧器

・燃焼器具用変圧器

・電圧調整器

・ナトリウム灯用安定器

・殺菌灯用安定器

小 型 交 流 電 動 機

・反発始動誘導電動機

・分相始動誘導電動機

・コンデンサー始動誘導電動機

・コンデンサー誘導電動機

・整流子電動機

・くま取りコイル誘導電動機

・その他の单相電動機

・かご形三相誘導電動機

電 熱 器 具

・電気足温器

・電気スリッパ

・電気ひざ掛け

・電気座布団

・電気カーペット

・電気敷布

・電気毛布

・電気布団

・電気あんか

・電気いすカバー

・電気探暖いす

・電気こたつ

・電気ストーブ

・電気火鉢

・その他の探暖用電熱器具

・電気トースター

・電気天火

・電気魚焼き器

・電気ロースター

・電気レンジ

・電気こんろ

・電気ソーセージ焼き器

・ワッフルアイロン

・電気たこ焼き器

・電気ホットプレート

・電気フライパン

・電気がま

・電気ジャー

・電気なべ

・電気フライヤー

・電気卵ゆで器

・電気保温盆

・電気加温台

・電気牛乳沸器

・電気湯沸器

・電気コーヒー沸器

・電気茶沸器

・電気酒かん器

・電気湯せん器

・電気蒸し器

・電磁誘導加熱式調理器

・その他の調理用電熱器具

・ひげそり用湯沸器

・電気髪ごて

電 気 用 品 名

- ・ヘアカーラー
- ・毛髪加湿器
- ・その他の理容用電熱器具
- ・電熱ナイフ
- ・電気溶解器
- ・電気焼成炉
- ・電気はんだごて
- ・こて加熱器
- ・その他の工作用又は工芸用の電熱器具
- ・タオル蒸し器
- ・電気消毒器(電熱装置)
- ・湿潤器
- ・電気湯のし器
- ・投込み湯沸器
- ・電気瞬間湯沸器
- ・現像恒温器
- ・電熱ボード
- ・電熱シート
- ・電熱マット
- ・電気乾燥器
- ・電気プレス器
- ・電気育苗器
- ・電気ふ卵器
- ・電気育すう器
- ・電気アイロン
- ・電気裁縫ごて
- ・電気接着器
- ・電気香炉
- ・電気くん蒸殺虫器
- ・電気温きゆう器

電動力応用機械器具

- ・ベルトコンベア
- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・電気製氷機
- ・電気冷水機
- ・空気圧縮機
- ・電動ミシン
- ・電気ろくろ
- ・電気鉛筆削機
- ・電動かくはん機
- ・電気はさみ
- ・電気捕虫機
- ・電気草刈機
- ・電気刈込み機
- ・電気芝刈機
- ・電動脱穀機
- ・電動もみすり機
- ・電動わら打機
- ・電動縄ない機
- ・選卵機
- ・洗卵機
- ・園芸用電気耕土機
- ・昆布加工機
- ・するめ加工機
- ・ジュースミキサー
- ・ジュースミキサー
- ・フードミキサー
- ・電気製めん機
- ・電気もちつき機
- ・コーヒーひき機
- ・電気缶切機
- ・電気肉ひき機

電 気 用 品 名

- ・電気肉切り機
- ・電気パン切り機
- ・電気かつお節削機
- ・電気氷削機
- ・電気洗米機
- ・野菜洗浄機
- ・電気食器洗機
- ・精米機
- ・ほうじ茶機
- ・包装機械
- ・おしぼり包装機
- ・荷造機械
- ・電気置時計
- ・電気掛時計
- ・自動印画定着器
- ・自動印画水洗機
- ・謄写機
- ・事務用印刷機
- ・あて名印刷機
- ・タイムレコーダー
- ・タイムスタンプ
- ・電動タイプライター
- ・帳票分類機
- ・文書細断機
- ・電動断裁機
- ・コレクター
- ・紙とじ機
- ・穴あけ機
- ・番号機
- ・チェックライター
- ・硬貨計数機
- ・紙幣計数機
- ・ラベルタグ機械
- ・ラミネーター
- ・洗濯物仕上機械
- ・洗濯物折畳み機械
- ・おしぼり巻機
- ・自動販売機(特定電気用品を除く)
- ・両替機
- ・理髪いす
- ・電気歯ブラシ
- ・電気ブラシ
- ・毛髪乾燥機
- ・電気かみそり
- ・電気バリカン
- ・電気つめ磨き機
- ・その他の理容用電動力応用機械器具
- ・扇風機
- ・サーキュレーター
- ・換気扇
- ・送風機
- ・電気冷房機
- ・電気冷風機
- ・電気除湿機
- ・ファンコイルユニット
- ・ファン付コンベクター
- ・温風暖房機
- ・電気温風機
- ・電気加湿機
- ・空気清浄機
- ・電気除臭機
- ・電気芳香拡散機
- ・電気掃除機

電 気 用 品 名

- ・電気レコードクリーナー
- ・電気黒板ふきクリーナー
- ・その他の電気吸じん機
- ・電気床磨き機
- ・電気靴磨き機
- ・運動用具又は娯楽用具の洗浄機
- ・電気洗濯機
- ・電気脱水機
- ・電気乾燥機
- ・電気楽器
- ・電気オルゴール
- ・ベル
- ・ブザー
- ・チャイム
- ・サイレン
- ・電気グラインダー
- ・電气动リル
- ・電気かんな
- ・電気のかぎり
- ・電気スクリュードライバ
- ・電気サンダー
- ・電気ポリッシャー
- ・電気金切り盤
- ・電気ハンドシャ
- ・電気みぞ切り機
- ・電気角のみ機
- ・電気チューブクリーナー
- ・電気スケーリングマシン
- ・電気タッパー
- ・電気ナットランナー
- ・電気刃物研ぎ機
- ・その他の電動工具
- ・電気噴水機
- ・電気噴霧機
- ・電動式吸入器
- ・指圧代用器
- ・その他の家庭用電動力応用治療器
- ・電気遊戯盤
- ・浴槽用電気温水循環浄化器(通称：24時間風呂)

光源応用機械器具

- ・写真焼付器
- ・マイクロフィルムリーダー
- ・スライド映写機
- ・オーバーヘッド映写機
- ・反射投影機
- ・ビューワー
- ・エレクトロニックフラッシュ
- ・写真引伸機
- ・写真引伸機用ランプハウス
- ・白熱電球
- ・蛍光ランプ
- ・電気スタンド
- ・家庭用つり下げ型蛍光灯器具
- ・ハンドランプ
- ・庭園灯器具
- ・装飾用電灯器具
- ・その他の白熱電灯器具
- ・その他の放電灯器具
- ・広告灯
- ・検卵器
- ・電気消毒器(殺菌灯)
- ・家庭用光線治療器
- ・充電式携帯電灯

電 気 用 品 名

- ・複写機

電子応用機械器具

- ・電子時計
- ・電子式卓上計算機
- ・電子式金銭登録機
- ・電子冷蔵庫
- ・インターホン
- ・電子楽器
- ・ラジオ受信機
- ・テープレコーダー
- ・レコードプレーヤー
- ・ジュークボックス
- ・その他の音響機器
- ・ビデオテープレコーダー
- ・消磁器
- ・テレビジョン受信機
- ・テレビジョン受信機用ブースター
- ・高周波ウエルダー
- ・電子レンジ
- ・超音波ねずみ駆除機
- ・超音波加湿機
- ・超音波洗浄機
- ・電子応用遊戯器具
- ・家庭用低周波治療器
- ・家庭用超音波治療器
- ・家庭用超短波治療器

その他の交流用電気機械器具

- ・電灯付家具
- ・コンセント付家具
- ・その他の電気機械器具付家具
- ・調光器
- ・電気ペンシル
- ・漏電検知器
- ・防犯警報器
- ・アーク溶接機
- ・雑音防止器
- ・医療用物質生成器
- ・家庭用電位治療器
- ・電気冷蔵庫(吸収式)
- ・電気さく用電源装置

表示等の相談窓口

電気製品の表示等で疑問が生じた場合は、下記の各相談窓口にお問い合わせ下さい。

経済産業局等	担当課室	連絡先（直通）
経済産業省	商務情報政策局 製品安全課	〒 100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL : 03-3501-4707
北海道経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 060-0808 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎 TEL : 011-709-1792
東北経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 TEL : 022-215-9887
関東経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL : 048-600-0409
中部経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL : 052-951-0576
近畿経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 TEL : 06-6966-6098
中国経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 TEL : 082-224-5671
四国経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL : 087-811-8526
九州経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒 812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 TEL : 092-482-5523
内閣府 沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	〒 900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL : 098-866-1731

発行

JET

財団法人 電気安全環境研究所
電気製品安全センター

〒 151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12
TEL : 03-3466-9203
FAX : 03-3466-9204
E-mail : center@jet.or.jp
URL : <http://www.jet.or.jp>

2008 年 3 月 28 日